



日レセサポート窓口からのお知らせ（2017 年 7 月 1 日版） ～一般名処方等設定や処方料・処方箋料逓減について～

こんにちは。日レセサポート窓口です。

一般名処方についてのお問い合わせで「どのような設定や入力を行うことで、一般名の記載ができるのか」と思われている医療機関様もおられるかと存じます。

今回は処方箋記載の設定についてご案内致します。

一般名処方の設定等について

1. 薬剤を一般名処方や後発医薬品への変更不可の設定を行う場合

ORCA の業務メニューから「91 マスタ登録」ボタン→「101 システム管理マスタ」ボタン→「1030 帳票編集区分情報」の順に押下し以下の設定を行うことで、一般名処方や後発医薬品への変更不可とすることが可能です。

「1030 帳票編集区分情報」の「後発医薬品への不可署名」欄の設定とその内容

設定値	後発医薬品への変更	処方せんの記載
0 変更不可	すべて変更不可	後発医薬品への変更不可の設定になります 処方せんの「変更不可」欄に“×”を記載します
1 変更可（一般）	すべて変更可	薬剤が先発医薬品のみ以外の場合に一般名記載が可能になります
2 変更可（点数マスタ）	すべて変更可	薬剤が「102 点数マスタ」にて「1 一般名を記載する」と設定している場合に一般名記載が可能になります

2. 薬剤毎に一般名記載をする・しないの設定を行う場合

ORCA の業務メニューから「91 マスタ登録」→「102 点数マスタ」より、以下の設定を行うことで、薬剤毎に一般名記載や後発変更不可とすることが可能です。

設定値	処方せんの記載
0 記載しない	銘柄名を記載します
1 一般名を記載する	一般名を記載します
2 処方名称を記載する	処方名称に入力した名称を記載します
3 処方名称一般名を記載する	処方名称に入力した名称を一般名記載します

<補足>

薬剤の銘柄名や一般名は点数マスタで設定し提供されている名称に従い記載しますので、設定値「2 処方名称を記載する」と「3 処方名称一般名を記載する」は使用しません。

「0 記載しない」または「1 一般名を記載する」を設定してください。

(2) 後発医薬品への変更不可とする場合

「21 診療行為」画面にて処方最後の行に「システム予約コード 099209910：後発変更不可（処方単位）」を入力する。

診区	入力コード	名称	数量・点数
21	.210	* 内服薬剤	
	612170717 3	【般先】アイトロール 20mg	3 錠
	Y03001 *14	【1日3回毎食後に】	(2) X 14
98	.980	コメント（処方せん備考欄）	
	099209910	後発品変更不可（処方単位）	

<注意>

「099209910：後発品変更不可（処方単位）」の入力は、システム管理マスタ「1030 帳票編集区分情報」画面で「後発医薬品への変更可署名」欄を「1 変更可（一般）」または「2 変更可（点数マスタ）」としている場合のみ入力可能なコードです。

「0 変更不可」の場合は、既に変更不可設定によりエラーとなります。

～処方せんの記載例～

変更不可	個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合 には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。		
×	1) アイトロール錠 20mg	3	錠
	【1日3回毎食後に】		(14日分)
処	以下余白		

(3) 該当薬剤を銘柄名記載とする場合

「21 診療行為」画面より該当薬剤直下に「システム予約コード 099209907：銘柄名記載」を入力する。

診区	入力コード	名称	数量・点数
21	.210	* 内服薬剤	
	612170717 3	【般先】 アイトロール 20mg	3 錠
	099209907	【銘柄名記載】	
	Y03001 *14	【1日3回毎食後に】	(2) X 14

～処方せんの記載例～

変更不可	〔 個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合 〕 には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。〕		
	1) アイトロール錠 20mg	3	錠
	【1日3回毎食後に】		(14日分)
処方	以下余白		

5. 各設定の優先順位

項番1～項番4の設定により処方せんの記載を設定することが可能です。各設定の優先順位は次の通りです。

システム管理マスタ < 点数マスタ < 診療行為からのシステム予約コード

内服薬 7 種類以上における処方箋料（院外処方）・処方料（院内処方）の逓減について

1. 内服薬を 7 種類以上処方すると、処方箋料（院外処方）や処方料（院内処方）が逓減されます。

処方	内服薬：7 種類未満	内服薬：7 種類以上
院外	処方箋料（68 点）	処方箋逓減（40 点）
院内	処方料（40 点）	処方料逓減（29 点）

2. 用法まとめ 205 円ルールについて

同じ用法の薬剤価格の合計が 205 円以下（20 点以下）の場合は、1 種類として計算します。

< 処方例 >：内服薬 7 種類を処方する場合

用法【1 日 1 回就寝前に】を 3 種類

用法【1 日 2 回朝夕食後に】を 4 種類

それぞれ 14 日分処方する際の内服薬のカウントの方法

（1）用法まとめ 205 円ルールが該当する場合

診区	入力コード	名称	数量・点数
21	.210	* 内服薬剤	
	610443048 1	【睡先】マイスリー 10 mg	1 錠 ①
	610462006 1	レルパックス錠 20 mg	1 錠 ②
	620481301 1	【先】プルゼニド錠 12 mg	1 錠 ③
	Y01008 *14	【1 日 1 回就寝前に】	(100) X14
21	.210	* 内服薬剤	
	612220036 2	【般先】アスベリン錠 20 20 mg	2 錠
	610453119 2	【先発】ムコダイン錠 250 mg	2 錠
	610463120 2	【般加】トランサミン錠 250 mg	2 錠 ④
	620389501 2	【般先】クラビット錠 250 mg	2 錠
	Y02001 *14	【1 日 2 回朝夕食後に】	(9) X14

上記の場合、用法【1 日 1 回就寝前に】でくられる薬剤の合計点数は（100 点）のため、薬剤を①②③の 3 種類としてカウントします。

次に用法【1 日 2 回朝夕食後に】でくられる薬剤の合計点数は（9 点）のため、用法まとめ 205 円以下のルールに従い、薬剤を④の 1 種類としてカウントします。

これにより薬剤の合計は 4 種類としてカウントするため、処方箋料と処方料はそれぞれ次のものを算定します。

院外処方の場合	処方箋料（68 点）を算定
院内処方の場合	処方料（40 点）を算定

(2) 用法まとめ 205 円ルールが該当しない場合

診区	入力コード	名称	数量・点数
21	.210	* 内服薬剤	
	610443048 1	【睡先】 マイスリー 1 0 m g	1 錠 ①
	610462006 1	レルパックス錠 2 0 m g	1 錠 ②
	620481301 1	【先】 プルゼニド錠 1 2 m g	1 錠 ③
	Y01008 *14	【1 日 1 回就寝前に】	(100) X14
21	.210	* 内服薬剤	
	612220036 2	【般先】 アスベリン錠 2 0 2 0 m g	2 錠 ④
	610453119 2	【先発】 ムコダイン錠 2 5 0 m g	2 錠 ⑤
	610463120 2	【般加】 トランサミン錠 2 5 0 m g	2 錠 ⑥
	621925701 2	【般先】 クラビット錠 2 5 0 m g	2 錠 ⑦
	Y02001 *14	【1 日 2 回朝夕食後に】	(54) X14

上記の場合、用法【1 日 1 回就寝前に】で与えられる薬剤の合計点数は（100 点）のため、薬剤を①②③の 3 種類としてカウントします。

次に【1 日 2 回朝夕食後に】で与えられる薬剤の合計点数は（54 点）のため、薬剤を④⑤⑥⑦の 4 種類としてカウントします。

これにより薬剤の合計は 7 種類としてカウントするため、処方箋料と処方料はそれぞれ次のものを算定します。

院外処方の場合	処方箋料逓減（40 点）を算定
院内処方の場合	処方料逓減（29 点）を算定

院外処方的一般名記載と 205 円ルールについて

院外処方を一般名で記載すると対象薬剤を最低薬価で計算するため、用法まとめ 205 円ルールに従い、処方せん料を逡減する必要がない場合があります。

(1) 院外処方で一般名記載したことによる用法まとめ 205 円ルールに該当する場合

診区	入力コード	名称	数量・点数
21	.210	* 内服薬剤	
	610407447 3	【先】 ムコダイン錠 5 0 0 m g	3 錠 ①
	616130532 3	【先】 セフゾンカプセル 1 0 0 m g	3 Cap
	Y03001 *14	【1 日 3 回毎食後に】	(13) X14
21	.210	* 内服薬剤	
	620004857 2	セレコックス 1 0 0 m g	2 錠 ②
	612320549 2	【般先】 タケプロンカプセル 1 5 m g	2 Cap
	Y02001 *14	【1 日 2 回朝夕食後に】	(20) X14
21	.210	* 内服薬剤	
	610443048 1	【睡般先】 マイスリー錠 1 0 m g	1 錠 ③
	620481301 1	【般先】 プルゼニド 1 2 m g	1 錠 ④
	610462006 1	レルパックス錠 2 0 m g	1 錠 ⑤
	Y01008 *14	【1 日 1 回就寝前に】	(95) X14
80	.820	処方箋料	
	120002910	処方箋料 (その他)	68X1 68
80	.820	処方箋料	
	120004270	一般名処方加算 1 (処方箋料)	3X1 3

上記の場合、用法【1 日 3 回毎食後に】でくられる薬剤の合計点数は (13 点) のため、用法まとめ 20 点以下のルールに従い、薬剤を①の 1 種類としてカウントします。

次に用法【1 日 2 回朝夕食後に】でくられる薬剤の合計点数は (20 点) のため、用法まとめ 20 点以下のルールに従い薬剤を②の 1 種類としてカウントします。

次に用法【1 日 1 回就寝前に】でくられる薬剤の合計点数は (95 点) のため薬剤を③④⑤の 3 種類としてカウントします。

一般名処方にしたことにより、対象薬剤を最低薬価で計算するため、用法【1 日 3 回毎食後に】と【1 日 2 回朝夕食後に】の合計薬価はそれぞれ 20 点以下となりました。

これにより、薬剤を合計 5 種類としてカウントするため、処方箋料は次のものを算定します。

処方箋料 (その他) 68 点を算定

(2) 院外処方で一般名記載しないことによる用法まとめ 205 円ルールに該当しない場合

診区	入力コード	名称	数量・点数
21	.210	* 内服薬剤	
	610407447 3	【先】 ムコダイン錠 5 0 0 m g	3 錠 ①
	616130532 3	【先】 セフゾンカプセル 1 0 0 m g	3 Cap ②
	Y03001 *14	【1日3回毎食後に】	(22) X14
21	.210	* 内服薬剤	
	620004857 2	セレコックス 1 0 0 m g	2 錠 ③
	612320549 2	【般先】 タケプロンカプセル 1 5 m g	2 Cap ④
	Y02001 *14	【1日2回朝夕食後に】	(30) X14
21	.210	* 内服薬剤	
	610443048 1	【睡眠先】 マイスリー錠 1 0 m g	1 錠 ⑤
	620481301 1	【般先】 プルゼニド 1 2 m g	1 錠 ⑥
	610462006 1	レルパックス錠 2 0 m g	1 錠 ⑦
	Y01008 *14	【1日1回就寝前に】	(100) X14
80	.820	処方箋料	
	120002710	処方箋料 (7 種類以上)	40X1 40

上記の場合、用法【1日3回毎食後に】でくられる薬剤の合計点数は（22 点）のため、薬剤を①②の 2 種類としてカウントします。

次に用法【1日2回朝夕食後に】でくられる薬剤の合計点数は（30 点）のため、薬剤を③④の 2 種類としてカウントします。

次に用法【1日1回就寝前に】でくられる薬剤の合計点数は（100 点）のため⑤⑥⑦の 3 種類としてカウントします。

一般名処方をしていないため、用法【1日3回毎食後に】と【1日2回朝夕食後に】の合計薬価は、それぞれ 20 点以上となりました。

これにより、薬剤を合計 7 種類としてカウントするため、処方箋料は次のものを算定します。

処方箋料 (7 種類以上) 逓減 40 点を算定

以上

※本資料は ORCAN（オルカン）にも掲載しており、URL (<https://orcan.jp/>) より参照可能です。